

基本財産の取扱いに関する規程

第1条 この法人の基本財産の取り扱いについては、公益社団法人日本オリエンタリング協会定款第36条に基づき、本規程の定めるところによる。

第2条 基本財産は、次の各号に該当する取り扱いをしてはならない。

- (1) 譲渡・交換すること。
 - (2) 担保に供すること。
 - (3) 基本財産以外の資産に繰り入れること。
- 2 ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、社員総会及び理事会で、社員現在数及び理事現在数の3分の2以上の決議を経て、その一部に限り取り崩しをすることができる。
- 3 基本財産を資金運用する場合は、理事会で理事現在数の3分の2以上の決議を経て、その一部に限り運用することができる。
- 4 基本財産の運用益は、公益事業の費用に充てるものとする。

第3条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした平成24年6月5日から施行する。

平成28年9月5日一部改訂